

済生会新潟訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 済生会新潟訪問看護ステーション（以下「訪問看護ステーション」という。）は、病気やけが等により寝たきり又はこれに準ずる状態にあり、かかりつけの医師が家庭において継続して療養を受ける必要があると認めた利用希望者に対して、訪問看護ステーションの看護師等が、訪問により看護サービスを提供する事業である。この事業は、老人保健法・健康保険法・介護保険法の理念に基づき、利用者の生活の質の確保を重視して、心身の機能の維持・回復を図ると共に、在宅医療を推進して快適な在宅療養の継続ができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定（老人）訪問看護事業（以下「訪問看護事業」という。）の実施にあたっては、在宅介護支援センターと連携すると共に、関係市町村や関係医師会及び、地域の保健・医療・福祉サービスと連携し、適切な運営を図る。
なお、利用者またはその家族等に対し、内容の説明を十分に行い、理解のもとにサービスの提供を行う。

(事業所の名称等)

第3条 訪問看護事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称：済生会新潟訪問看護ステーション
- (2) 所在地：新潟県新潟市西区寺地 2 8 0 - 7
新潟県済生会新潟病院（B棟2階）

(職員の職種・員数)

第4条 訪問看護ステーションに勤務する職員の職種・員数は次のとおりとする。

- (1) 管 理 者：保健師または看護師
 - (2) 訪問看護師：保健師・看護師・准看護師
- 2 次の職員を必要に応じて配置する。
理学療法士・作業療法士・事務職員
- 3 管理者を除く職員は非常勤職員を置くことができる。
- 4 訪問看護師等は管理者を含め 2.5 人以上とする。

(職員の職務内容)

第5条 職員の職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者は所属職員を指導監督し、適切な運営が行われるように統括する。
- (2) 訪問保健師・訪問看護師・訪問准看護師は主治医の指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
また、結果に基づき、訪問看護報告書を作成する。
- (3) 理学療法士・作業療法士は、必要により訪問看護に同行または個別に訪問し、リハビリテーションを実施する。
- (4) 事務職員は、庶務的業務及び会計業務を担当する。

(営業日及び営業時間)

第6条 訪問看護ステーションの営業日及び営業時間は、新潟県済生会新潟病院就業規則に準じて、定めるものとする。

- (1) 営業日： 次の日を除く毎日
土・日曜日、祝祭日、年末年始、病院が定めた休日
- (2) 営業時間： 8:30 ～ 17:00
- (3) 営業時間以外の訪問については、必要に応じて実施するものとする。

(訪問看護の提供方法)

第7条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 利用希望者及びその家族等が主治医に申し込み、主治医が交付した指示書に基づき、訪問看護計画書を作成し、訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者及びその家族等から訪問看護ステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に訪問看護指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、関係医師会及び地域の在宅介護支援センターに調整を求め対応する。
- (4) 通常事業実施地域を新潟市（片道直線距離 10km 圏内）とする。

(訪問看護の内容)

第8条 訪問看護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 病状・障害・全身状態の観察
- (2) 清拭・洗髪などによる清潔の保持、食事や排泄などの日常生活の援助及び指導
- (3) 褥創の予防・処置
- (4) リハビリテーション
- (5) 療養生活や介護方法の指導

- (6) カテーテル等の管理
- (7) ターミナルケア
- (8) 医師の指示による医療処置

(緊急時における対応方法)

- 第 9 条 看護師等は、訪問看護実施中に利用者の病状に急変等が生じた場合には、速やかに主治医へ連絡し、適切な処置を行う。
- 主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の処置を講じるものとする。
- 2 看護師等は、前項についてしかるべき処置を講じた場合は、速やかに管理者及び主治医に報告する。

(利用料)

- 第 10 条 訪問看護を提供する場合は、利用者から別表(訪問 SD0014)の利用料を徴収する。
- 2 利用料（基本利用料を除く）・交通費等について、支払困難と管理者が認めた利用者の場合は減額または免除することができる。

(通常業務を実施する地域)

- 第 11 条 訪問看護ステーションが通常業務を行う地域は、新潟市直線距離で片道 10 k m 圏内とする。

(その他の運営についての留意事項)

- 第 12 条 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研修や研究の機会を設けるとともに、業務体制を整備する。
- 2 指定訪問看護等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認するものとする。
- 3 指定訪問看護等の提供を行う職員は、当該看護の提供において常に社会人としての見識ある行動をし、職員としての身分証を携帯し、利用者およびその家族から提示を求められた時には、これを提示するものとする。

(諸規程)

- 第 13 条 訪問看護ステーションの職員は、新潟県済生会新潟病院からの出向とする。
- 2 訪問看護ステーションの職員の職務規程及び庶務に関して必要な諸規程は、新潟県済生会新潟病院に準ずる。

(虐待防止および身体拘束に関する事項)

第 14 条 虐待防止に係る組織内の体制を以下の通りに整える

- (1) 責任者：管理者 担当者：高齢者虐待防止委員
 - (2) 訪問看護ステーションにおける虐待防止のための指針を整備する
 - (3) 訪問看護ステーションにおける虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催する
 - (4) 訪問看護ステーションの看護師に対し、虐待防止のための研修を定期的開催する
 - (5) 虐待や虐待が疑われる事案が発生したら、訪問 SD0017 訪問看護ステーション高齢者虐待防止支援フローに沿って行う
- 2 訪問看護ステーションは、サービス提供中に、当該従事者および養護者（利用者の家族等を現に養護するもの）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする
- 3 利用者の生命または身体を保護するため
- (1) やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならない
 - (2) やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態および時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由をその他必要な事項を記録する
 - (3) 身体拘束に関する指針を整備する
 - (4) 看護師に対し、身体拘束に関する研修を定期的実施する
 - (5) 適切に実施するための担当者を置き、委員会を開催する

(感染対策の強化)

第 15 条 訪問看護ステーションは、事業所において感染症が発生し、または蔓延しないように、以下の体制を整える

- (1) 委員会の設置：感染症対策委員会 おおむね 6 月に 1 回以上開催し、その結果について職員に周知徹底を図る
- (2) 訪問看護ステーションにおける感染の予防及び蔓延防止のための指針を整備する
- (3) 訪問看護ステーションの職員に対し、感染対策の強化のための研修を定期的開催する
- (4) 訪問看護ステーションの職員に対し、感染対策の強化のための訓練（シミュレーション）を定期的開催する

(業務継続計画の策定)

第 16 条 訪問看護ステーションは、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指

定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

- 2 訪問看護ステーションは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 訪問看護ステーションは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の見直しを行う。

（事故発生時の対応）

第 17 条 訪問看護ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員または地域包括支援センター及び市に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に際して行った処置を記録することとする。
- 3 訪問看護ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（苦情処理等）

第 18 条 訪問看護ステーションは、提供した指定訪問看護等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 訪問看護ステーションは、介護保険法の規定により市や国民健康保険団体連合会（以下「市等」という）が行う調査に協力するとともに、市等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 訪問看護ステーションは、市等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告するものとする。

（記録の整備）

第 19 条 訪問看護ステーションは、利用者に対する指定訪問看護等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

- (1) 主治医の指示書
- (2) 訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書
- (3) 訪問看護報告書及び介護予防訪問看護報告書
- (4) 提供した具体的サービス内容等の記録
- (5) 利用者に関する市町村への通知に係る記録

- (6) 苦情の内容等に関する記録
- (7) 事故の状況及び事故に際してとった処置の記録
- 2 訪問看護ステーションは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備し、その終了した日から5年間保存するものとする。

(秘密保持)

- 第20条 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。
- 2 前項に定める秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する
 - 3 訪問看護ステーションは、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

付 則

この規程は、1999年10月1日から施行する。

2021年4月1日一部修正。

2022年4月1日「虐待防止」第14条追加。

2024年4月1日 全体の見直し、第15条から第20条「感染対策の強化」「業務継続計画の策定」「事故発生時の対応」「苦情処理等」「記録の整備」「秘密保持」まで追加

2025年4月1日 第14条修正